

第 2 2 回 議 会 運 営 委 員 会

日 時 令和 8 年 6 月 4 日 (木)

午後 2 時 3 0 分から

場 所 第 1 委員会室

付議事項

1 令和 8 年第 2 回 (6 月) 定例会に関する事項について

(1) 会期案について

6 月 8 日 (月) から 6 月 2 6 日 (金) までの 1 9 日間

議案名・・・資料 1

(2) 宇部・山陽小野田消防組合議会の報告について

申し合わせ事項 4 4 により行う。

○申し合わせ事項

(一部事務組合議会の報告)

44 宇部・山陽小野田消防組合議会の報告は、3 月と 6 月の定例会初日に行う。

(3) 人事案件について

申し合わせ事項 6 2 及び 6 3 により行う。

○申し合わせ事項

(人事案件の委員会付託)

62 人事案件は、委員会付託を省略し、原則として本会議初日に上程し、即決する。

(人事案件の可決後の挨拶)

63 人事案件を可決したときは、当該対象者から本会議場で挨拶を受けるのが例である。ただし、人権擁護委員は除く。

(4) 議員派遣について

6 月定例会最終日に決定する。

第 2 7 回 山口県市議会議員研修会 (オンライン研修会)

日 時 令和 8 年 8 月 7 日 (金) 午後 2 時～午後 4 時

会 場 各市議会の会場 (第 2 委員会室予定)

(5) 議事日程案について・・・資料 2

2 陳情・要望書等の取扱いについて

ア mRNA ワクチン (レプリコンワクチンを含む) 接種事業中止の意見書
提出を求める陳情書・・・資料 3-1

- イ 白井健一郎議員の器物損壊事件の解明を求める陳情書・・・資料 3－2
- ウ 要望書（山陽小野田市並びに山陽小野田市立山口東京理科大学の入札制度の改正等について）・・・資料 3－3

3 本会議における議案提案時の質疑について・・・資料 4

4 議運決定事項の報告について

6月8日（月）午前9時30分 全員協議会

5 白井健一郎議員の器物損壊事件の解明を求める陳情書について

6 その他

令和 8 年第 2 回（6 月）定例会議案名

1 市長提出案件（議案 4 件、同意 14 件、報告 3 件）

○総務文教常任委員会所管（1 件）

- (1) 議案第 40 号 山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について (消防)

○民生福祉常任委員会所管（1 件）

- (1) 議案第 39 号 令和 8 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）について (高齢)

○産業建設常任委員会所管（1 件）

- (1) 議案第 41 号 山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について (商工)

○一般会計予算決算常任委員会所管（1 件）

- (1) 議案第 38 号 令和 8 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 1 回）について (財政)

○人事案件（14 件）

- (1) 同意第 6 号 山陽小野田市農業委員会の委員の任命について (人事)
- (2) 同意第 7 号 山陽小野田市農業委員会の委員の任命について (人事)
- (3) 同意第 8 号 山陽小野田市農業委員会の委員の任命について (人事)
- (4) 同意第 9 号 山陽小野田市農業委員会の委員の任命について (人事)
- (5) 同意第 10 号 山陽小野田市農業委員会の委員の任命について (人事)
- (6) 同意第 11 号 山陽小野田市農業委員会の委員の任命について (人事)
- (7) 同意第 12 号 山陽小野田市農業委員会の委員の任命について (人事)
- (8) 同意第 13 号 山陽小野田市農業委員会の委員の任命について (人事)
- (9) 同意第 14 号 山陽小野田市農業委員会の委員の任命について (人事)

- (10) 同意第 1 5 号 山陽小野田市農業委員会の委員の任命について(人事)
- (11) 同意第 1 6 号 山陽小野田市農業委員会の委員の任命について(人事)
- (12) 同意第 1 7 号 山陽小野田市農業委員会の委員の任命について(人事)
- (13) 同意第 1 8 号 山陽小野田市農業委員会の委員の任命について(人事)
- (14) 同意第 1 9 号 山陽小野田市農業委員会の委員の任命について(人事)

○報告（3 件）

- (1) 報告第 1 号 繰越明許費予算の繰越しについて (財政)
- (2) 報告第 2 号 水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて (水道)
- (3) 報告第 3 号 下水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて (下水)

2 行政報告（1 件）

- (1) 山陽小野田市土地開発公社の令和 7 年度決算概要及び令和 8 年度事業計画概要について (土木)

令和 8 年第 2 回（6 月）定例会議事日程（案）

会期		令和 8 年 6 月 8 日から 6 月 26 日までの 19 日間			
月	日	曜	開議時刻	会議名	摘要
6	8	月	午前 10 時	本会議	・会期の決定 ・諸般の報告（行政報告、事務報告） ・宇部・山陽小野田消防組合議会の報告 ・同意 14 件を一括上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決 ・報告 3 件を一括報告及び質疑 ・議案 4 件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託
6	9	火			
6	10	水			
6	11	木	午前 9 時	委員会	・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会
					・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
6	12	金	午前 9 時	委員会	・産業建設常任委員会
6	13	土			
6	14	日			
6	15	月		委員会	・委員会予備日
6	16	火	午前 9 時 30 分	本会議	・一般質問（人）
6	17	水	午前 9 時 30 分	本会議	・一般質問（人）
6	18	木	午前 9 時 30 分	本会議	・一般質問（人）
6	19	金	午前 9 時 30 分	本会議	・一般質問（人）
6	20	土			
6	21	日			

6	2 2	月	午前 9 時 3 0 分	本会議	・ 一般質問 (人)
6	2 3	火			
6	2 4	水	午前 1 0 時	委員会	・ 一般会計予算決算常任委員会 (全体会)
6	2 5	木			
6	2 6	金	午前 1 0 時	本会議	・ 付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決 ・ 議員派遣について ・ 閉会中の調査事項について

令和 8 年 2 月 26 日

山陽小野田市議会議長殿

陳情者 宇井淳 印

住所 千葉県旭市後草 1967-32

電話

mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書**【要旨】**

下記の事項について、地方自治法第 99 条の規定による意見書を、国に対して提出するよう陳情する。

1. mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）の国民への接種を中止すること。

この陳情書の検討にあたっては、資料を確認し熟慮の上で行うこと、ならびに委員会で取り扱われる際には説明したい。また、この陳情の審査結果は、議会だより等に掲載し、広く住民への周知をお願いしたい。

【理由】

全国の市民が行った「コロナワクチン接種データ開示請求プロジェクト」の全国 137 の市区町村、4,700 万回接種後死亡観測データ（令和 8 年 1 月 25 日時点）によると、コロナワクチン接種当日と翌日の死亡者は、643 人となっています（資料 1）。また、死亡者の新型コロナワクチン接種者数の死亡記録をみると、最後のコロナワクチン接種から約 3~4 か月後に死亡数のピークがあり、接種後の半年以上もの期間で死亡数が上昇していることがわかります。これらの死因は特定されていませんが、看過できるものではありません。

新型コロナワクチン接種による予防接種健康被害救済認定数（令和 8 年 1 月 26 日時点）は、累計進達受理件数 14,769 件、累計認定数 9,439 件、死亡一時金または葬祭料に係る件数を含む累計認定数 1,063 件 となっています。しかし冒頭の自治体から開示されたデータをふまえると、これらの数字は氷山の一角であることが明確です。

新型コロナワクチンで使用されたメッセンジャー RNA ワクチン（以下 mRNA ワクチン）は、「標的細胞」が特定されぬまま特例承認として接種が開始されました。筋肉注射された薬液は全身をめぐるため、あらゆる細胞が mRNA を取り込む可能性があり、その結果スパイクタンパク質を発現した細胞は自身の免疫機能の攻撃を受けます。このスパイクタンパク質は、当初すぐに分解されると説明されていましたが、接種後長期にわたり検出されたという論文が発表されています（資料 2）。また、新型コロナワクチンの繰り返し接種では、IgG4 の誘導等による免疫抑制などが懸念されており、人体への影響は長期に及ぶものと考えます。厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部長および厚生労働省 医薬局長から各都道府県知事に出された「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正等について（令和 6 年 8 月 8 日 感発 0808 第 5 号 医薬発 0808 第 1 号）の中でも、新型コロナワクチン接種後の長期にわたる影響、発症までの期間が長いことなどに触れられており、現時点での新型コロナワクチンの安全性の検討は不十分であると考えます。

なお、福島県喜多方市議会（2025 年 12 月 11 日）では、同一趣旨の陳情が全会一致で採択され、国に対して接種事業の中止を求める「意見書」も原案通り可決されました。この前例を踏まえ、貴市議会におかれましても同様のご判断を賜りますようお願い申し上げます。

山陽小野田市議会には住民の生命と健康を守るために、慎重かつ責任ある対応を取っていただけることを強く求めます。

記

資料**1. コロナワクチン接種データ開示請求プロジェクト**

https://stop-mrna.sakura.ne.jp/db/lot_mortality_1day.php

2. 「新型コロナワクチン接種後より汗疹様水疱を繰り返す症例で、表皮内汗管とエクリン汗腺に mRNA ワクチン由来のスパイクタンパクが見いだされた（和訳）」 論文 URL: <https://doi.org/10.1111/1346-8138.17204>

以上



mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業の中止を求める意見書

全国の市民が行った「コロナワクチン接種データ開示請求プロジェクト」の全国 137 の市区町村、4,700 万回接種後死亡観測データ（令和 8 年 1 月 25 日時点）によると、コロナワクチン接種当日と翌日の死亡者は、643 人となっています（資料 1）。また、死亡者の新型コロナワクチン接種者数の死亡記録をみると、最後のコロナワクチン接種から約 3~4 か月後に死亡数のピークがあり、接種後の半年以上もの期間で死亡数が上昇していることがわかります。これらの死因は特定されていませんが、看過できるものではありません。

新型コロナワクチン接種による予防接種健康被害救済認定数（令和 8 年 1 月 26 日時点）は、累計進達受理件数 14,769 件、累計認定数 9,439 件、死亡一時金または葬祭料に係る件数を含む累計認定数 1,063 件 となっています。しかし冒頭の自治体から開示されたデータをふまえると、これらの数字は氷山の一角であることが明確です。

新型コロナワクチンで使用されたメッセンジャーRNA ワクチン（以下 mRNA ワクチン）は、「標的細胞」が特定されぬまま特例承認として接種が開始されました。筋肉注射された薬液は全身をめぐるため、あらゆる細胞が mRNA を取り込む可能性があり、その結果スパイクタンパク質を発現した細胞は自身の免疫機能の攻撃を受けます。このスパイクタンパク質は、当初すぐに分解されると説明されていましたが、接種後長期にわたり検出されたという論文が発表されています（資料 2）。また、新型コロナワクチンの繰り返し接種では、IgG4 の誘導等による免疫抑制などが懸念されており、人体への影響は長期に及ぶものと考えます。厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部長および厚生労働省 医薬局長から各都道府県知事に出された「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正等について（令和 6 年 8 月 8 日 感発 0808 第 5 号 医薬発 0808 第 1 号）の中でも、新型コロナワクチン接種後の長期にわたる影響、発症までの期間が長いことなどに触れられており、現時点での新型コロナワクチンの安全性の検討は不十分であると考えます。

以上のことから、mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業の中止を求めます。

資料 1. コロナワクチン接種データ開示請求プロジェクト

https://stop-mrna.sakura.ne.jp/db/lot_mortality_1day.php

資料 2. 「新型コロナワクチン接種後より汗疹様水疱を繰り返す症例で、表皮内汗管とエクリン汗腺 mRNA ワクチン由来のスパイクタンパクが見いだされた（和訳）」

論文 URL : <https://doi.org/10.1111/1346-8138.17204>

記

1. mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）の国民への接種を中止すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 月 日

山陽小野田市議会

議長

提出先 内閣総理大臣 殿

令和 8 年 4 月 17 日

山陽小野田市議会

議 長 高 松 秀 樹 様

山陽小野田市小野田 3929 C-202

樋口晋也

白井健一郎議員の器物損壊事件の解明を求める陳情書

器物損壊事件という山陽小野田市議会始まって以来の事件が起きました。

時は令和 8 年 3 月 13 日の委員会休憩中のことでした。山陽小野田市議会「会派羅針盤」の代表である白井健一郎議員は、会派室の壁を蹴破り縦 30 センチ横 10 センチの穴を開けました。(写真参照)

これについて全員協議会において白井議員本人がその事実を認め謝罪を行いました。(下の QR コード参照)

そのやり取りの中で、「事務局の一部の職員とのトラブル」によって事件を起こしたとのことでしたが、その真相についての質疑に対して「事実を確定させるのは、議会であり、市役所であり、捜査機関が行うものであると認識している」旨の答弁で質問を事実上拒否しました。

しかし本人が謝罪したからとこのまま終えて良いのでしょうか？いったい真実はどこにあるのでしょうか。総務部によれば、「費用の弁証と正式な謝罪を受けたことにより、刑事告発は考えていない」とのことでしたので、捜査機関は動きません。

議会内で二度とこのような醜態を晒すような事件を起こさないためには、この事件の全容を解明し議会として再発防止に取り組むことが必要ではないでしょうか。

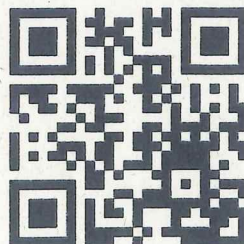
しかし「事務局とのトラブル」とは为什么呢。市民の代表者である市議会議員が器物損壊事件を起こすとは、常識では考えられないほどのトラブルがあったとしか考えられません。

白井議員のためにも事務局のためにも真実を明らかにしなければなりません。

そして真実を解明できるのは白井議員も述べているように議会しかありません。市議会の良識をもって真実を明らかにされますよう陳情いたします。



全員協議会での謝罪と質疑の映像



令和8年(2026年)5月21日

山陽小野田市議会

議長 高松 秀樹 様

山陽小野田市中央二丁目3番1号

小野田商工会議所

会 頭 藤 田 敏 彦

建設部会長 杉 山 晶

要望書

山陽小野田市並びに山陽小野田市立山口東京理科大学の入札制度の改正等について4項目を要望いたします。

記

1. 山陽小野田市建設工事競争入札参加資格等級区分における建築一式工事A等級の等級区分の基準である平均完成工事高について、「1億2千万円以上」となっているが、「5千万円以上」に改定することを要望する。

理由 2026年現在の建設業界は「建設投資のV字回復」と「倒産件数は過去10年で最多」という極めて対症的な事象が同時に進行している。需要は旺盛だが、人手不足とコスト高を克服できない企業が市場から淘汰される「二極化」が鮮明になっている。

2025年の建設業倒産件数は2,021件に達し、12年ぶりに2,000件を突破し、以下の「三重苦」が中小・零細企業を直撃している。

- ・深刻な人手不足: 就業者の約35%が55歳以上と高齢化が加速しており、若年入職者の確保が最優先の課題である。
- ・コスト高と価格転嫁の遅れ: 資材価格の高騰を請負代金に十分に反映できないケースが多く、利益率を圧迫している。
- ・経営層の高齢化: 経営者の平均年齢は60歳を超え、後継者不足による「休廃業・解散」も年間1万件を超え、過去最多となっている。

法規制も元請業者には厳しい状況である。

- ・働き方改革の定着: 2024年4月から始まった時間外労働の上限規制(いわゆる「2024年問題」)を経て、週休2日制の導入や労働環境の改善が生き残るための「当たり前の基準」となっている。
- ・法改正への対応: 2026年には下請け保護を強化する建設業法および下請法の改正が予定されており、取引の適正化がさらに厳格化されている。

2. 山陽小野田市並びに山陽小野田市立山口東京理科大学発注の建築一式工事については、建築業者はその年度に締結した手持ち工事があれば、竣工検査の合格の日まで入札に参加できないよう見直していただくよう要望する。（前年度以前に締結した工事も手持ち工事として取り扱う。）

理由 中小企業の経営については、その存続が厳しい現状が続いている。このため本市で発注される建築工事については、1業者が1件の落札とすることで受注機会の均等化を図っていただくよう要望する。これにより特定業者への偏った受注が防がれることとなる。また、他の地方自治体においても、このことを目的として公共工事で試行・導入されている。近隣市である宇部市においても建築一式工事の「手持ち工事制限」は、受注機会の平等や入札参加者の確保を目的として設定・見直しが行われてきている。

3. 建設業法第22条では、原則として一括下請負（工事の丸投げ）を禁止している。元請として実体の無い法令違反の業者に対してのペナルティを明確にし、指名停止処分や格付の見直しを要望する。

理由 法令違反の業者は少なからず工期を遅延したり、粗悪な施工をする者が多いと考える。法令違反の業者を排除し、市民の皆様に迷惑をかけないことが一番であり、努力している健全な優良業者の受注件数を増加させたいため。

4. 山陽小野田市立山口東京理科大学は、公立大学法人として、魅力ある教育研究を積極的に展開し、地域社会での知的・文化的拠点としての発展が目的である。その目的達成のため、今後も山陽小野田市立山口東京理科大学において建屋の建設工事が行われることとなる。入札・契約については、地方独立行政法人である山口東京理科大学が行われることと考えるが、その制度等の運用については、最大限、山陽小野田市を参考にして行うよう要望する。

理由 公募型プロポーザル方式による候補者選定結果の公表について、明確な評価調書がなく、公募型プロポーザル方式は随意契約の一種で、その採用は慎重に検討されるべきである。大幅な追加工事についても妥当性や金額の根拠については、慎重な検討と透明性の確保が求められる。また、昨年末に急に一般競争入札（簡易型総合評価方式）に切り換えられた。山陽小野田市立山口東京理科大学の入札・契約制度については、山陽小野田市の運用を最大限取れ入れていただきたいと考えているため。

議案提案時の質疑の内容について

本市議会では、山陽小野田市議会基本条例第 13 条において、議案提案時の質疑の内容は「あくまで総括大綱的なものとどめる」としている。

これは、本市議会では、議案等を合理的・能率的・専門的に審査するための内部機関である「委員会」を設置しているため、本会議において詳細な質疑を行う必要性がないためである。

そして、「総括大綱的な質疑」とは、議員全員が議案の骨子を共有できるよう、各議案に係る提案の背景、基本方針、予算配分の優先順位等を問うものである。

具体的には、次のような質疑が「総括大綱的な質疑」に該当する。

- ・ 提案の背景：この議案は〇〇の点で時期失当だが、今定例会で提案するのはなぜか。
- ・ 基本方針：議案の内容が〇〇の点で総合計画と乖離しているように見受けられるので、その観点から説明を求める。
- ・ 予算配分の優先順位：現在の状況で〇〇より△△への予算執行を優先するのはなぜか。

反対に、議案の細部に踏み込み、事務事業の手続・内容、予算の細かい積算根拠等を問うもの、委員会での質疑で足る内容のものなどは、議案提案時の質疑として相応しくない。

具体的には、次のような質疑は「総括大綱的な質疑」に該当しない。

- ・ 個別の事務事業の手続・内容等を問うもの：〇〇補助金の申請期限をもう少し延伸できないのか。
- ・ 個別の事務事業の予算の積算根拠を問うもの：〇〇事業の予算が〇〇円の増額となっているのはなぜか。
- ・ 委員会での質疑で足る内容のもの：委員会用の資料を用いた質疑